

別紙

温室効果ガス排出削減計画

氏名	(法人にあつては名称) 赤磐市		住所	(法人にあつては主たる事業所の所在地) 〒 709-0898 岡山県赤磐市下市344	
本票作成	部署名： 市民生活部環境課				
主たる業種	分類コード	98	業種名： 地方公務		
事業の概要	地方自治体として、住民が健康で安全に安心して暮らせる快適なまちづくりや活力あるまちづくりのための事業を行っている。				
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
	①	環境センター		赤磐市津崎197-1	
	②	山陽浄化センター		赤磐市立川373-1	
	③	桜が丘東浄化センター		赤磐市桜が丘東3-3-641	
	④	赤磐市役所		赤磐市下市344	
	⑤	熊山浄化センター		赤磐市松木410	
⑥	熊山診療所		赤磐市松木621-4		
特定事業者の該当要件	<input checked="" type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kℓ以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input type="checkbox"/> ③CO <sub>2</sub> 換算3,000t以上 (●工場等の数 160 所 ●車両台数 (②該当の場合) 台)				

計画期間	令和 元 年度 ~ 令和 3 年度 ( 3 箇年度)								
削減目標	いずれかを選択	<input checked="" type="checkbox"/> 総排出量基準	目標削減率 3.0 %	目標区分	20%以上	20~15%	15~10%	10~5%	5%未満
		<input type="checkbox"/> 原単位基準							○
温室効果ガス排出量	基準年度 (平成 30 年度)			目標年度 (令和 3 年度)					
	6,484 t CO <sub>2</sub>			6,289 t CO <sub>2</sub>					
基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		基準年度 (平成 30 年度) の排出量					
	①	環境センター		1,606 t CO <sub>2</sub>					
	②	山陽浄化センター		930 t CO <sub>2</sub>					
	③	桜が丘東浄化センター		571 t CO <sub>2</sub>					
	④	赤磐市役所		374 t CO <sub>2</sub>					
	⑤	熊山浄化センター		260 t CO <sub>2</sub>					
⑥	熊山診療所		102 t CO <sub>2</sub>						

※ 「計画期間」欄には、5箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値の内容	原単位当たり排出量	
		基準年度	目標年度
		CO <sub>2</sub> / ( )	CO <sub>2</sub> / ( )

(該当事業者のみ記入)

ベンチマーク	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値 (平成 30 年度)	達成率 (%)
指標の状況				

【目標削減率設定の基本的な考え方】

本計画における目標値は、国が取り組んでいる削減目標を参考として設定しているものであり、詳細な根拠に基づいて算出されているものではない。本市は、以前から赤磐市地球温暖化防止活動実行計画があり、今年度中に計画改定を予定している。実施は令和2年度からである。また、省エネについて取り組みを続けており、今後も省エネ法に基づき推進していく予定である。本計画における目標値は、関連計画等と調整を図り必要な措置を講じながら、計画達成をしていくためのものとして設定しているものである。

**【目標削減率達成のための推進体制】**

赤磐市地球温暖化防止活動実行計画に定める推進体制に基づき、市長を本部長とし庁内組織を活用して推進本部を組織し、事務局を環境課として計画の推進を図っていくこととする。

**【排出量削減のためのこれまでの主な取組】**

工場等の名称	取組内容
全庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みにおける庁舎内消灯</li> <li>・トイレ等の利用者が無い箇所の消灯</li> <li>・公用車の相互使用による使用距離の削減</li> <li>・電気自動車の導入</li> <li>・クールビズ、ウォームビズの推進</li> <li>・ノーマイカーデーの実施</li> <li>・スマート通勤おかやまへの参加</li> </ul>

**【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】**

工場等の名称	措置内容
全庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気製品等の新規購入や買い替えについては省エネタイプ等の環境配慮型のものを優先的に選択する。</li> <li>・公用車の購入については低公害車や環境配慮型のものを優先的に選択する。</li> <li>・公用車の運転はエコドライブに努める。</li> <li>・事務用品は「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境ラベリングが貼付された製品を優先的に選択する。</li> </ul>

**【森林保全等吸収源対策への取組計画】**

県内での取組	無	
その他	無	

**【再生可能エネルギーの導入計画】**

県内での取組	無	
その他	無	

**【その他特記事項】**

--